

加坂水第281号
令和5年10月5日

坂祝町上下水道事業経営審議会
会長 竹内 治彦 様

坂祝町長 柴 山 佳 也



諮詢書

坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記事項について貴審議会に諮詢します。

記

1 賒問事項

下水道使用料の適切なあり方について

2 賒問の趣旨

坂祝町では、健康で快適な生活環境の実現と水質保全とのため、昭和54年に農業集落排水事業、昭和63年に下水道事業に着手し、以来この整備を町政の大きな柱の一つとして積極的に取り組み、効率的な下水道経営に努めてまいりました。

しかしながら、人口減少や節水意識の向上により水需要が減少し、下水道使用料収入が年々減少しています。また、経費回収率は約90%で推移しており、本来は公営企業経営の基本である「独立採算の原則」のもとに経営が行われるものですが、実際には不足する費用を一般会計が補っています。

さらに、過去に整備した下水道施設がこれから次々と耐用年数を迎える中、サービスを維持するための更新財源をいかに確保するかという課題にも直面しています。

以上のような社会的変化に対応し、将来にわたり安定的な下水道サービスを提供するため、下水道使用料の適切なあり方について、貴審議会の意見を求めます。